

第54期 定時株主総会 招集ご通知



私たちはWaku-Wakuする未来創りに参加します。



日時

2022年6月17日(金曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時)

場所

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門3階 華の間

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

第54期定時株主総会招集ご通知	P1
議決権行使についてのご案内	P3
第1号議案	P5
第2号議案	P7



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末から招集ご通知がご覧いただけます
<https://s.srdb.jp/4709/>



株式会社 **ID**ホールディングス

証券コード: 4709

株主の皆さまへ

東京都千代田区五番町12番地1
株式会社IDホールディングス
代表取締役社長 舩越 真樹

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、株主総会参考書類（5～8ページ）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）の記載に従って、郵送またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日時** 2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 - 2 場所** 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門3階 華の間
 - 3 株主総会の目的事項**
 - 報告事項 (1) 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以上

ご来場に関するご案内

- 当日ご来場の際は、同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。また、本「第54期定時株主総会招集ご通知」、同封の「第54期事業報告書」をご持参ください。
- 代理人により議決権を行使する場合は、「議決権行使書」にくわえ、委任状が必要となります。なお、代理人の方は、議決権を有する株主の方1名に限らせていただきます。
- その他、「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）をご参照ください。
- **新型コロナウイルス感染症への対策について**

株主さまへの お願い事項	<ul style="list-style-type: none">■ ご来場の際は、会場内周辺において、常時マスク着用をお願いいたします。■ 受付において、手指の消毒と検温を実施させていただき、発熱が認められる方は、ご来場をお断りする場合がありますので、ご了承ください。■ 座席数の間隔を広げて配置することにより座席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても、ご入場いただけない場合がありますので、ご了承ください。
当社の対応	<ul style="list-style-type: none">■ 議事運営席と株主さま席との間隔は、十分な距離を確保し、座席、マイクなど株主さまが触れる可能性のあるものについては、十分に消毒処理をいたします。■ 運営スタッフは全員、検温および体調確認の上、マスクを着用いたします。

当社ウェブサイトに掲載する事項について

- 本総会の招集の通知に際して株主の皆さまに提供すべき事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人および監査役会の監査報告謄本は、別添えの「第54期事業報告書」に記載の通りです。ただし、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記当社ウェブサイトに掲載することにより開示しておりますので、「第54期事業報告書」には記載していません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を下記当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 本総会の決議の結果につきましては、決議ご通知の郵送に代えて、下記当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.idnet-hd.co.jp/>

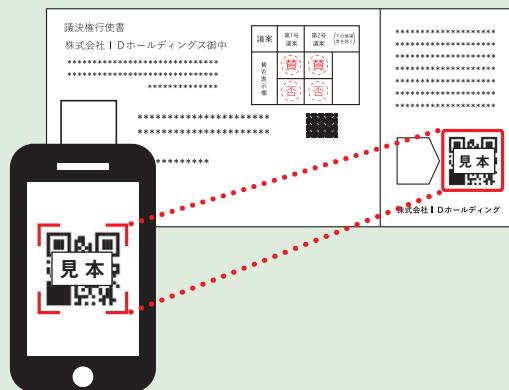


インターネットにより議決権行使をされる場合

行使期限：2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに行使完了

スマートフォンの場合

1. お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取る。



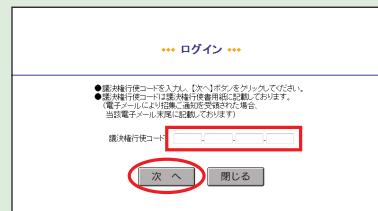
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

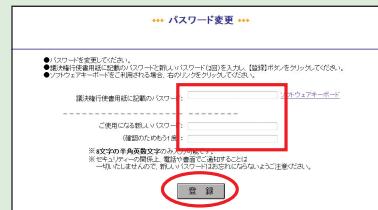
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、右記の「パソコン等の場合」の方法にて議決権を再度行使ください。

パソコン等の場合

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
2. 同封の議決権行使書の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



3. 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

❗ ご注意事項

- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- ・インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っていますが、ご利用の機器や環境によってはご利用いただけない場合がございます。

議決権行使ウェブサイトの
操作方法等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00)

【機関投資家の皆さまへ】 議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、強固な経営基盤の確保、安定収益、および自己資本利益率の向上に努め、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としております。

第54期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類 金銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円
総額 339,103,760円

なお、中間配当金として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金40円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月20日

【ご参考】

配当政策について

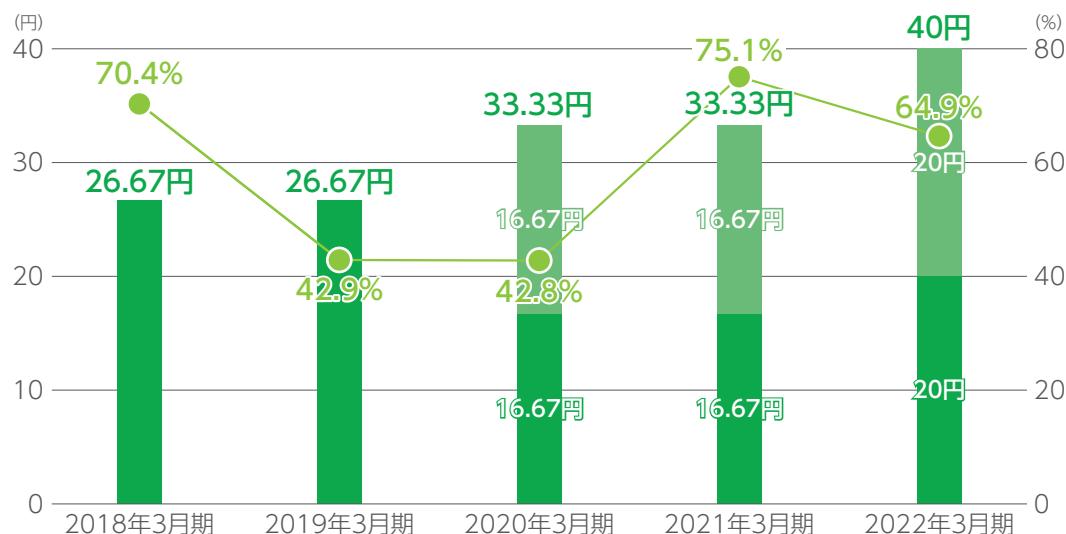
当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、強固な経営基盤の確保、安定収益、および自己資本利益率の向上に努め、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としています。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日とし、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めています。

また、内部留保資金につきましては、デジタルトランスフォーメーション（DX）関連の高付加価値分野において活躍できる技術者の育成、クラウドやAI、IoTなど新技術を利用したサービスの構築、新規商材の獲得、また中国のみならずシンガポール、ミャンマー、米国、ヨーロッパも含めたグローバル戦略の推進等への投資に充て、今後の事業の拡大、業績の向上に努力してまいります。

1株当たり配当金および配当性向の推移

■ 配当金(期末) ■ 配当金(中間) ● 連結配当性向



※ 当社は、2021年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っています。1株当たり配当金につきましては、上記株式分割にともなう修正換算をしています。

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更いたしたいと存じます。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 < 新 設 >	< 削 除 > (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して <u>交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルグランドアーク半蔵門3階 華の間

東京都千代田区隼町1番1号

TEL (03) 3288-1628



交通のご案内

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」

- 1番出口より徒歩2分
- 6番出口より徒歩3分
(エスカレーター有)

東京メトロ有楽町線「麹町駅」

- 1番出口より徒歩7分

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

